

【 処置 】

117 耳処置の算定について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

- ① 次の場合の滲出性中耳炎に対する J 095 耳処置の算定は、原則として認められる。
 - (1) 鼓膜切開後、鼓膜穿孔あり又はチュービング中若しくはチュービング後の場合
 - (2) 鼓膜穿刺後の場合
- ② 次の傷病名に対する J 095 耳処置の算定は、原則として認められない。
 - (1) 滲出性中耳炎（①の場合を除く。）
 - (2) 耳閉感
 - (3) 耳垂腫瘍
 - (4) 耳鳴症
 - (5) （感音）難聴
 - (6) 耳痛症
 - (7) めまい症
 - (8) 軟耳垢

○ 取扱いを作成した根拠等

耳処置は、外耳道入口部から鼓膜外表面までの清掃や乾燥化を目的に行われる処置で、耳浴や耳洗浄を含む。

滲出性中耳炎は、感染等により慢性的な炎症が生じ、中耳（耳小骨、鼓膜、鼓室）からの分泌液が排出されずに貯留するものであり、ほとんどの患者で注意深い経過観察を行う。

1 から 3 か月で改善がみられない場合は、抗菌薬等の薬物療法による保存的治療や、鼓膜穿刺、鼓膜切開術及び鼓膜チューブの挿入による外科的治療を行うが、外科的治療はその後の耳処置が必要になる。

以上のことから、上記①の場合の滲出性中耳炎（鼓膜切開後、鼓膜穿孔あり又はチュービング中若しくはチュービング後の場合、鼓膜穿刺後）に対する J 095 耳処置の算定は、原則として認められると判断した。

また、上記②に掲げる傷病名は、耳処置を特に必要としないもの、又は、厚生労働省告示※の「点耳又は簡単な耳垢栓塞除去については、第 1 章基本診療料に含まれ、別に算定することができない」ものに該当する。

以上のことから、②に掲げる傷病名に対する J 095 耳処置の算定は、原則として、認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法